

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新居浜市長

公表日

令和7年10月10日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務					
②事務の内容	<p>【概要】 地方税法その他の地方税に関する法令及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課等に伴う業務</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書など(以下「課税資料」という。)の取得 納税義務者、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の生活保護受給情報、障害情報、社会保険料納付情報の取得 控除対象配偶者、控除対象扶養親族の所得状況等の調査 課税権がない課税資料の課税団体への回送 住民登録のない者(以下「住登外者」という。)への課税に伴う他自治体への通知 個人住民税額の賦課決定・変更 納税義務者及び特別徴収義務者への納税通知の発送 納税義務者の相続人の調査及び納税承継相続人代表者の指定 住民・給与支払者からの各種申請・届出書等の受理及び処理 他自治体等への税務調査実施、他自治体等からの調査への回答 個人住民税の減免申請書の受理、及び承認又は不承認の決定並びにその通知 所得・課税(非課税)証明書の発行 					
③対象人数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>					
<h2>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</h2>						
<h3>システム1</h3>						
①システムの名称	個人住民税課税支援システム					
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 申告情報管理機能 課税資料の受領、管理及び個人住民税の賦課準備等を行う。 宛名機能 1月1日現在新居浜市に住民基本台帳に登録されている者(以下「住登者」という。) ・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 庁内連携機能 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。 					
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>					
<h3>システム2~5</h3>						
<h3>システム2</h3>						
①システムの名称	個人住民税システム					
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 個人住民税賦課機能 課税準備処理、当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行等を行う。 宛名機能 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 庁内連携機能 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。 					
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (個人住民税課税支援システム)</p>					

システム3	
①システムの名称	国税連携/eLTAXシステム/申請管理システム
②システムの機能	<p>(国税連)</p> <p>1 国税庁とのデータ連携機能 国税庁から送信されてくる、申告書及び法定調書を受信し、情報を管理する。</p> <p>2 他自治体とのデータ連携機能 他自治体へ申告書等の送受信をし、情報を管理する。</p> <p>3 データの印刷機能 申告データ等を印刷する。</p> <p>(eLTAX)</p> <p>1 利用者データの審査・管理機能 利用者のデータを管理する。</p> <p>2 申告・申請・届出データの審査・管理機能 給与支払報告書、年金支払報告書、異動届等の電子データを受信し、審査・管理・印刷を行う。</p> <p>3 特別徴収税額通知データの連携 給与からの特別徴収を行う事業者及び公的年金からの特別徴収を行う保険者へ特別徴収税額通知 データを送信する。</p> <p>(申請管理システム)</p> <p>1 申請管理システムとのデータ連携機能 送信されてくる、申告書を受信し、情報を格納する。</p> <p>2 データの印刷機能 申告データ等を印刷する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルシステム、申請管理システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民情報システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電子への電子署名付与、電子及び提供許可証に付与されている電子署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名番号の付番と管理 各業務システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。</p> <p>2 符号取得支援・確認 処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。</p> <p>3 情報提供機能 中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。</p> <p>4 情報照会機能 業務システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。</p> <p>5 宛名情報照会 団体内統合宛名番号、個人番号又は基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国民健康保険、児童手当等の各業務システム)</p>
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名

- ①個人住民税基本台帳ファイル
- ②個人住民税課税支援ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表24の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第16条
--------	--

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(特定個人情報の提供の制限)及び第2条の表(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表における情報提供の根拠:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、129、130、132、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、167、168、169、170、171、172の項) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠:3条、4条、5条、6条、7条、9条、13条、15条、17条、22条、30条、39条、41条、44条、50条、51条、53条、59条、60条、61条、65条、67条、68条、71条、75条、77条、78条、83条、85条、86条、88条、89条、90条、91条、92条、93条、94条、98条、100条、108条、116条、117条、131条、132条、134条、140条、142条、143条、144条、146条、149条、153条、154条、157条、158条、160条、162条、163条、169条、170条、171条、172条、173条、174条 第2条の表における情報照会の根拠:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠:50条

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部課税課
②所属長の役職名	課税課長

7. 他の評価実施機関

-

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
(1)個人住民税基本台帳ファイル (2)個人住民税課税支援ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)		
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日現在、市内に住所を有する者及び市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する者で市内に住所を有しない者並びに市外在住の控除対象配偶者、扶養親族(過去の年度において賦課決定、変更した者を含む。)		
その必要性	個人住民税の賦課を行うに当たり、納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族の所得の状況や障害、生活保護等の情報を正確に把握し、適正な賦課を行う必要があるため。		
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上		
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="radio"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 		
その妥当性	<p>【識別情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税対象者を特定するため 【4情報 及び 連絡先情報】 ・対象者の賦課要件・世帯情報の確認のため ・納税通知書等の送付先、本人への連絡先等の把握のため 【業務関係情報】 ・国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、個人市民税の賦課を行うため ・地方税関係情報：算出した個人住民税額に基づき、納税通知書・税関係証明等の作成・印刷を行うため ・生活保護関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、減免等の参考とするため ・年金関係情報：対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うため ・障害福祉関係情報：身体障害者手帳等の情報に基づき、障害者控除の適用を判定するため ・医療保険関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報：保険料の情報に基づき、社会保険料控除を確認するため 		
全ての記録項目	別添1を参照。		
⑤保有開始日	平成27年10月1日		
⑥事務担当部署	総務部課税課		

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法		<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)
③使用目的 ※		適正かつ公平な賦課及び収納の実現のため、税務調査及び課税資料の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。
④使用の主体	使用部署	総務部課税課
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 1) 10人未満 <input type="checkbox"/> 3) 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 2) 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 5) 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>1 課税基本台帳の作成 既存住基システムから個人番号を取得し、課税対象者を把握し、課税基本台帳を作成する。</p> <p>2 課税資料、情報の取得 住民、国税庁、給与支払者、年金保険者、他市町村等から課税情報を取得する。生活保護受給による非課税措置や障害者控除適用のための情報を取得する。</p> <p>3 賦課情報の作成 課税資料を個人番号等で名寄せ、精査し、賦課情報を作成する。</p> <p>4 賦課決定、変更、減免の決定及び通知 賦課情報に基づき個人住民税の税額を決定、変更し、通知を行う。減免申請により減免の可否を決定し、通知を行う。</p> <p>5 徴収方法、期割税額の変更 給与支払者及び年金保険者等からの届出等により徴収方法及び期割税額の変更を行う。</p> <p>6 税務調査、照会 控除対象配偶者及び扶養親族の適用の可否を判定するため、他市町村へ情報提供ネットワークシステムを利用し、照会を行う。扶養関係情報、所得状況の情報提供ネットワークシステムを通じて提供に対応する。</p> <p>7 所得 課税(非課税)証明書の発行 申請に基づき所得 課税(非課税)証明書を発行する。</p>
情報の突合		<p>既存住基システムからの個人番号と宛名番号を突合し、正確な課税対象者を把握するとともに、最新の異動情報を取得し、各通知を送付する。(上記1、4)</p> <p>取得した課税資料及び情報と課税対象者を個人番号により突合し、正確な賦課情報を作成、賦課決定、変更及び証明書の発行を行う。(上記1、2、3、4、5、7)</p> <p>取得した生活保護情報と課税対象者を突合し、非課税措置及び減免の可否判定を行う。(上記2、4)</p> <p>他市町村へ照会した控除対象配偶者及び扶養親族の課税情報を扶養者である課税対象者の情報と突合し、控除額の算定を行う。(上記6)</p>
⑥使用開始日		平成27年10月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] (1) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	①個人住民税システム ②個人住民税課税支援システム	
①委託内容	個人住民税システム及び個人住民税課税支援システムの運用、保守業務税法改正等に伴うシステム改修及び、国税連携サポート	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約に基づき、事業者からの再委託申請を審査し、再委託承諾書により再委託の許諾を通知する。
	⑥再委託事項	個人住民税課税支援システム及び個人住民税システムの運用保守
委託事項2~5		
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (34) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (21) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第7号第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	
①法令上の根拠	別紙1参照	
②提供先における用途	別紙1参照	
③提供する情報	別紙1参照	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input checked="" type="radio"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input checked="" type="radio"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input checked="" type="radio"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input checked="" type="radio"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input checked="" type="radio"/>] 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (庁内連携システムにて統合宛名システムと隨時連携を行う。 住民票関係の情報は統合宛名システムが提供依頼に対する提供を行う。)</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先2~5		
提供先2	厚生労働大臣又は共済組合等	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	地方税法第321条の7の5及び第327条の7の6の規定により年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収として当市に納付する事務	
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input checked="" type="radio"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input checked="" type="radio"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input checked="" type="radio"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input checked="" type="radio"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input checked="" type="radio"/>] 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新居浜市で住民税を課税されている65歳以上の年金受給者	
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (eLTAXシステム)</p>	
⑦時期・頻度	年金特徴停止通知(毎月)・特別徴収税額通知(7月)	
提供先3		
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	地方税法第321条の4の規定により特別徴収義務者が納税義務者に対して特別徴収額を通知・徴収し、新居浜市に納付する事務	
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	

<p>④提供する情報の対象となる本人の数</p>	<p>〔 10万人以上100万人未満 〕</p> <p>〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
<p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p>	<p>新居浜市で個人住民税が課税されている給与からの特別徴収対象者(過去の年度において賦課決定、変更したものを含む。)</p>
<p>⑥提供方法</p>	<p>〔 〕情報提供ネットワークシステム 〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 ○ 〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕フラッシュメモリ 〔 ○ 〕紙 〔 ○ 〕その他 (eLTAXシステム)</p>
<p>⑦時期・頻度</p>	<p>5月以外は更正が発生した都度</p>
<p>提供先4</p>	<p>市町村長</p>
<p>①法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第8号</p>
<p>②提供先における用途</p>	<p>地方税法294条第3項の規定による通知</p>
<p>③提供する情報</p>	<p>地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報)</p>
<p>④提供する情報の対象となる本人の数</p>	<p>〔 10万人以上100万人未満 〕</p> <p>〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
<p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p>	<p>新居浜市で個人住民税が課税されている対象者(過去の年度において賦課決定、変更した者を含む。)</p>
<p>⑥提供方法</p>	<p>〔 〕情報提供ネットワークシステム 〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕フラッシュメモリ 〔 ○ 〕紙 〔 〕その他 ()</p>
<p>⑦時期・頻度</p>	<p>発生した都度</p>
<p>提供先5</p>	<p>都道府県知事</p>
<p>①法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第8号</p>
<p>②提供先における用途</p>	<p>地方税法第46条第4項又は第5項に関する事務</p>
<p>③提供する情報</p>	<p>地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報)</p>
<p>④提供する情報の対象となる本人の数</p>	<p>〔 10万人以上100万人未満 〕</p> <p>〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
<p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p>	<p>賦課期日現在、市内に住所を有する者及び市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する者で市内に住所を有しない者並びに市外在住の控除対象配偶者、扶養親族(過去の年度において賦課決定、変更した者を含む。)</p>
<p>⑥提供方法</p>	<p>〔 〕情報提供ネットワークシステム 〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕フラッシュメモリ 〔 ○ 〕紙 〔 〕その他 ()</p>
<p>⑦時期・頻度</p>	<p>照会を受けた都度</p>

提供先6~10	
提供先6	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	地方税法第317条及び国税に関する法律の規定に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在、市内に住所を有する者及び市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する者で市内に住所を有しない者並びに市外在住の控除対象配偶者、扶養親族(過去の年度において賦課決定、変更した者を含む。)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (国税連携システム)</p>
⑦時期・頻度	該当者が判明した場合及び照会を受けた都度
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	番号法第9条第1項別表に定める事務の所管課(別紙2参照)
①法令上の根拠	別紙2参照
②移転先における用途	別紙2参照
③移転する情報	別紙2参照
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙2参照
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (庁内連携システム)</p>
⑦時期・頻度	別紙2参照
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 **※**

【保管】

- ・保管場所への必要以上の電子記録媒体等の持ち込みを禁止している。
- ・持ち出し及び持ち込みの記録については、情報セキュリティ管理者の許可が必要となる。
- ・入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。なお、サーバーへのアクセスID/パスワードによる認証が必要。

〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置されており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

【消去】

外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データ、使用の都度速やかに完全消去する。

〈ガバメントクラウドにおける措置〉

【保管場所】

- ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
 - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。
 - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

【消去方法】

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウド事業者にはアクセス制限されているため特定個人情報を消去することはない。
- ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を生涯やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
- ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

①個人住民税基本台帳ファイル

1.自治体コード, 2.個人番号, 3.対象年度, 4.履歴番号, 5.サブ履歴番号, 6.初期登録業務日時, 7.更新業務日時, 8.更新システム日時, 9.更新コンピュータ名, 10.更新ユーザID, 11.有効フラグ, 12.決裁状態, 13.旧自治体コード, 14.地域台帳番号, 15.世帯台帳番号, 16.個人台帳番号, 17.世帯番号, 18.混合世帯番号, 19.氏名カナ, 20.編集済氏名カナ, 21.氏名漢字, 22.編集済氏名漢字, 23.宛名郵便番号, 24.宛名住所コード, 25.宛名住所, 26.宛名地番, 27.宛名地番数值1, 28.宛名地番数值2, 29.宛名地番数值3, 30.宛名方書カナ, 31.宛名方書漢字, 32.世帯主氏名カナ, 33.世帯主氏名漢字, 34.性別区分, 35.生年月日, 36.元号フラグ, 37.統柄コード, 38.統柄名称漢字, 39.電話番号, 40.宛名行政区コード, 41.住民区分, 42.宛名消除区分, 43.宛名増減事由コード, 44.増減異動日, 45.記載順位, 46.旧氏名カナ, 47.旧氏名漢字, 48.外国人本名, 49.検索用氏名カナ, 50.検索用旧氏名カナ, 51.遡り異動対象区分フラグ, 52.遡り対象判定年月日, 53.編集電話番号, 54.異動年月日, 55.住民税整理番号, 56.賦課資料区分コード, 57.均等割区分, 58.均等割バターン番号, 59.入力区分, 60.営業所得額, 61.農業所得額, 62.その他事業所得額, 63.不動産所得額, 64.利子所得額, 65.配当所得額, 66.株式配当所得額, 67.公募外貨配当所得額, 68.公募他配当所得額, 69.その他配当所得額, 70.所得税配当所得額, 71.所得税株式配当所得額, 72.所得税公募外貨配当所得額, 73.所得税公募他配当所得額, 74.所得税その他配当所得額, 75.給与所得額, 76.主たる給与支払額, 77.従たる給与支払額, 78.給与支払額内数專従者給与額, 79.特定支出控除額, 80.雑所得額, 81.公の年金支払額, 82.年金雑所得額, 83.その他雑所得額, 84.総合譲渡短期所得額, 85.総合譲渡短期差引額, 86.総合譲渡長期所得額, 87.総合譲渡長期差引額, 88.総合譲渡分特別控除額, 89.一時所得額, 90.一時差引額, 91.総合一時所得額, 92.短期一般所得額, 93.短期一般差引額, 94.短期一般特別控除額, 95.短期軽減所得額, 96.短期軽減差引額, 97.短期軽減特別控除額, 98.長期一般所得額, 99.長期一般差引額, 100.長期一般特別控除額, 101.長期特定所得額, 102.長期特定差引額, 103.長期特定特別控除額, 104.長期軽課所得額, 105.長期軽課差引額, 106.長期軽課特別控除額, 107.長期特別所得額, 108.長期特別差引額, 109.長期特別特別控除額, 110.土地等雑所得額, 111.超短期所得額, 112.株式譲渡所得額, 113.商品先物取引所得額, 114.山林所得額, 115.山林特別控除額, 116.退職所得額, 117.退職所得控除額, 118.退職支払額, 119.市町村源泉退職所得額, 120.都道府県源泉退職所得割額, 121.総合退職所得額, 122.総合退職所得控除額, 123.変動所得額, 124.前年変動所得額, 125.前年変動所得額, 126.臨時所得額, 127.平均課税対象金額, 128.免税所得額, 129.肉用牛壳却價格, 130.肉用牛免税対象所得額, 131.肉用牛免税対象外所得額, 132.非課税所得額, 133.申告0円所得区分01, 134.申告0円所得区分02, 135.申告0円所得区分03, 136.申告0円所得区分04, 137.申告0円所得区分05, 138.申告0円所得区分06, 139.申告0円所得区分07, 140.申告0円所得区分08, 141.申告0円所得区分09, 142.申告0円所得区分10, 143.総所得金額, 144.合計所得金額, 145.総所得金額等, 146.所得税総所得金額, 147.所得税合計所得金額, 148.所得税総所得金額等, 149.総所得損通所得額, 150.総合短期損通所得額, 151.総合長期損通所得額, 152.短期一般損通所得額, 153.短期軽減損通所得額, 154.長期一般損通所得額, 155.長期特定損通所得額, 156.長期軽課損通所得額, 157.長期特別損通所得額, 158.土地等雑損通所得額, 159.超短期損通所得額, 160.山林損通所得額, 161.株式譲渡損通所得額, 162.商品先物取引損通所得額, 163.退職損通所得額, 164.所得税総所得損通所得額, 165.所得税総合短期損通所得額, 166.所得税総合長期損通所得額, 167.所得税短期一般損通所得額, 168.所得税短期軽減損通所得額, 169.所得税長期一般損通所得額, 170.所得税長期特定損通所得額, 171.所得税長期軽課損通所得額, 172.所得税長期特別損通所得額, 173.所得税土地等雑損通所得額, 174.所得税超短期損通所得額, 175.所得税株式譲渡損通所得額, 176.所得税商品先物取引損通所得額, 177.所得税山林損通所得額, 178.所得税退職損通所得額, 179.雑損除額, 180.医療費控除額, 181.社会保険料控除額, 182.小規模共済控除額, 183.生命保険料控除額, 184.所得税生命保険料控除額, 185.生命保険料支払額, 186.個人年金保険料支払額, 187.損害保険料控除額, 188.所得税損害保険料控除額, 189.損害保険料支払額, 190.長期損害保険料支払額, 191.寄付控除額, 192.所得税寄付金控除額, 193.合計控除額, 194.所得税合計控除額, 195.控配控該当コード, 196.配偶者区分, 197.配偶有無区分フラグ, 198.配偶者特別控除額, 199.所得税配偶者特別控除額, 200.配偶者合計所得金額, 201.扶養一般該当人数, 202.扶養年少該当人数, 203.扶養特定該当人数, 204.扶養老人該当人数, 205.扶養同居老人該当人数, 206.扶養特障該当人数, 207.扶養同居特障該当人数, 208.扶養普障該当人数, 209.未成年該当コード, 210.老年者該当コード, 211.寡婦該当コード, 212.障害者該当コード, 213.勤労学生該当コード, 214.住民税申告区分, 215.本專区分, 216.配專区分, 217.青色專従該当人数, 218.白色専従該当人数, 219.専従者控除額, 220.繰越損失額, 221.純損失額, 222.譲渡線越損失額, 223.雑損失額, 224.特定株式損失額, 225.当年純損失額, 226.当年譲渡線越損失額, 227.当年雑損失額, 228.当年特定株式損失額, 229.前純損失額, 230.前譲渡線越損失額, 231.前雑損失額, 232.前特定株式損失額, 233.前々純損失額, 234.前々譲渡線越損失額, 235.前々雑損失額, 236.前々特定株式損失額, 237.所得税総所得課標額, 238.所得税短期一般課標額, 239.所得税短期軽減課標額, 240.所得税長期一般課標額, 241.所得税長期特定課標額, 242.所得税長期軽課課標額, 243.所得税長期特別課標額, 244.所得税土地等雑課標額, 245.所得税超短期課標額, 246.所得税株式課標額, 247.所得税商品先物取引課標額, 248.所得税山林課標額, 249.所得税退職課標額, 250.総所得所得額, 251.短期一般所得税額, 252.短期軽減所得税額, 253.長期一般所得税額, 254.長期特定所得税額, 255.長期軽課所得税額, 256.長期特別所得税額, 257.土地等雑所得税額, 258.超短期所得税額, 259.株式所得税額, 260.商品先物取引所得税額, 261.山林所得税額, 262.退職所得税額, 263.所得税配当控除額, 264.住宅借入金特別控除額, 265.その他特別控除額, 266.定率控除前所得税額, 267.所得税災害減免額, 268.所得税外国税額控除額, 269.定率控除後所得税額, 270.所得税額, 271.総所得課標額, 272.短期一般課標額, 273.短期軽減課標額, 274.長期一般課標額, 275.長期特定課標額, 276.長期軽課課標額, 277.長期特別課標額, 278.土地等雑課標額, 279.超短期課標額, 280.株式課標額, 281.商品先物取引課標額, 282.山林課標額, 283.退職課標額, 284.市町村総所得割額, 285.市町村短期一般所得割額, 286.市町村短期軽減所得割額, 287.市町村長期一般所得割額, 288.市町村長期特定所得割額, 289.市町村長期軽課所得割額, 290.市町村長期特別所得割額, 291.市町村土地等雑所得割額, 292.市町村超短期所得割額, 293.市町村株式所得割額, 294.市町村商品先物取引所得割額, 295.市町村山林所得割額, 296.市町村退職所得割額, 297.市町村算出所得割額, 298.市町村配当控除額, 299.市町村外国税額控除額, 300.市町村調整額, 301.市町村特別減税額, 302.市町村定率控除額, 303.市町村免税額, 304.市町村所得割額, 305.市町村端数切捨所得割額, 306.市町村特別減税前所得割額, 307.市町村定率控除前所得割額, 308.市町村均等割額, 309.市町村民税額, 310.都道府県総所得割額, 311.都道府県短期一般所得割額, 312.都道府県短期軽減所得割額, 313.都道府県長期一般所得割額, 314.都道府県長期特定所得割額, 315.都道府県長期軽課所得割額, 316.都道府県長期特別所得割額, 317.都道府県土地等雑所得割額, 318.都道府県超短期所得割額, 319.都道府県株式所得割額, 320.都道府県商品先物取引所得割額, 321.都道府県山林所得割額, 322.都道府県退職所得割額, 323.都道府県算出所得割額, 324.都道府県配当控除額, 325.都道府県外国税額控除額, 326.都道府県調整額, 327.都道府県特別減税額, 328.都道府県定率控除額, 329.都道府県免税額, 330.都道府県所得割額, 331.都道府県端数切捨所得割額, 332.都道府県特別減税前所得割額, 333.都道府県定率控除前所得割額, 334.都道府県均等割額, 335.都道府県民税額, 336.課税非課税区分コード, 337.年税額, 338.市町村所得割減免額, 339.市町村均等割減免額, 340.都道府県所得割減免額, 341.都道府県均等割減免額, 342.株式譲渡上場所得額, 343.所得税株式譲渡上場所得額, 344.所得税株式譲渡所得額, 345.株式譲渡上場損通所得額, 346.所得税株式譲渡上場損通所得額, 347.株式上場課標額, 348.所得税株式上場課標額, 349.肉牛軽減課標額, 350.市町村株式上場所得割額, 351.都道府県株式上場所得割額, 352.市町村肉牛軽減所得割額, 353.都道府県肉牛軽減所得割額, 354.株式上場所得税額, 355.肉牛軽減所得税額, 356.株式含む合計所得金額, 357.先物取引損失額, 358.当年先物取引損失額, 359.前先物取引損失額, 360.前々先物取引損失額, 361.配当割控除額, 362.株式譲渡割控除額, 363.市町村定率控除後所得割額, 364.都道府県定率控除後所得割額, 365.控除超過額, 366.居住用特定譲渡所得額, 367.居住用特定損失額, 368.市町村株式譲渡配当割控除額, 369.都道府県株式譲渡配当割控除額, 370.市町村65歳以上の特例控除額, 371.都道府県65歳以上の特例控除額, 372.市町村調整控除額, 373.都道府県調整控除額, 374.市町村控除不足額, 375.都道府県控除不足額, 376.市町村内充当額, 377.都道府県内充当額, 378.市町村外充当額, 379.都道府県外充当額, 380.標準税率市町村総所得, 381.標準税率市町村山林, 382.標準税率市町村退職, 383.標準税率市町村算出所得割, 384.標準税率市町村調整額, 385.標準税率定率控除前市町村所得割額, 386.標準税率定率控除後市町村所得割額, 387.標準税率市町村65歳以上の特例控除額, 388.標準税率市町村所得割, 389.標準税率市町村所得割端数切捨, 390.標準税率市町村均等割, 391.標準税率都道府県総所得, 392.標準税率都道府県山林, 393.標準税率都道府県退職, 394.標準税率都道府県算出所得割, 395.標準税率都道府県調整額, 396.標準税率定率控除前都道府県所得割, 397.標準税率定率控除後都道府県所得割額, 398.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額, 399.標準税率都道府県所得割, 400.標準税率都道府県所得割端数切捨, 401.標準税率都道府県均等割, 402.政党等寄付金特別控除額, 403.耐震改修特別控除額, 404.住宅借入金特別控除可能額, 405.市町

村住宅借入金特別控除可能額, 406.都道府県住宅借入金特別控除可能額, 407.市町村税源移譲減額, 408.都道府県税源移譲減額, 409.標準税率市町村税源移譲減額, 410.標準税率都道府県税源移譲減額, 411.寄附金控除自治体分, 412.寄附金控除都道府県指定分, 413.寄附金控除市町村指定分, 414.内私年金支払額, 415.基礎控除対象75%, 416.市町村寄附金控除額, 417.都道府県寄附金控除額, 418.内年金75%, 419.内特徴75%, 420.三徴収75%, 421.居住開始年月日, 422.住宅控除区分, 423.住宅借入金残高, 424.居住開始年月日2, 425.住宅控除区分2, 426.住宅借入金残高2, 427.山林純損失額, 428.当年山林純損失額, 429.前山林純損失額, 430.前々山林純損失額, 431.株式配当損失額, 432.分離配当所得額, 433.分離配当損通所得額, 434.所得税分離配当損通所得額, 435.投資等税額控除額, 436.所得税肉牛軽減課標額, 437.所得税分離配当課標額, 438.分離配当課標額, 439.所得税分離配当所得額, 440.市町村分離配当所得割額, 441.都道府県分離配当所得割額, 442.新生命保険料支払額, 443.新個人年金保険料支払額, 444.介護保険料支払額, 445.徴収区分, 446.通知書番号, 447.徴収7~内連番, 448.徴収7~内サブ連番, 449.事業所個人番号, 450.履歴判定, 451.決議年月日, 452.住民税受給者番号, 453.普微事業所番号, 454.住民税異動区分コード, 455.住民税異動事由コード1, 456.住民税異動事由コード2, 457.異動年月日, 458.変更開始月期, 459.徴収済月期, 460.併微普微変更期, 461.併微普微徴収済期, 462.随時処理75%, 463.差引課税額, 464.既課税額, 465.期別06月01期税額, 466.賦課年度01, 467.納期限01, 468.期別07月02期税額, 469.賦課年度02, 470.納期限02, 471.期別08月03期税額, 472.賦課年度03, 473.納期限03, 474.期別09月04期税額, 475.賦課年度04, 476.納期限04, 477.期別10月05期税額, 478.賦課年度05, 479.納期限05, 480.期別11月06期税額, 481.賦課年度06, 482.納期限06, 483.期別12月07期税額, 484.賦課年度07, 485.納期限07, 486.期別01月08期税額, 487.賦課年度08, 488.納期限08, 489.期別02月09期税額, 490.賦課年度09, 491.納期限09, 492.期別03月10期税額, 493.賦課年度10, 494.納期限10, 495.期別04月11期税額, 496.賦課年度11, 497.納期限11, 498.期別05月12期税額, 499.賦課年度12, 500.納期限12, 501.期別13期税額, 502.賦課年度13, 503.納期限13, 504.期別14期税額, 505.賦課年度14, 506.納期限14, 507.期別15期税額, 賦課年度15, 509.納期限15, 510.期別16期税額, 511.賦課年度16, 512.納期限16, 513.期別17期税額, 514.賦課年度17, 515.納期限17, 516.期別18期税額, 517.賦課年度18, 518.納期限18, 519.退避用履歴判定, 520.収納過年度更正75%, 521.充当額, 522.還付額, 523.期別06月01期充当, 524.期別07月02期充当, 525.期別08月03期充当, 526.期別09月04期充当, 527.期別10月05期充当, 528.期別11月06期充当, 529.期別12月07期充当, 530.期別01月08期充当, 531.期別02月09期充当, 532.期別03月10期充当, 533.期別04月11期充当, 534.期別05月12期充当, 535.期別13期充当, 536.期別14期充当, 537.期別15期充当, 538.期別16期充当, 539.期別17期充当, 540.期別18期充当, 541.返戻01期, 542.返戻課税年度01, 543.返戻納期限01, 544.返戻02期, 545.返戻課税年度02, 546.返戻納期限02, 547.返戻03期, 548.返戻課税年度03, 549.返戻納期限03, 550.返戻04期, 551.返戻課税年度04, 552.返戻納期限04, 553.返戻05期, 554.返戻課税年度05, 555.返戻納期限05, 556.差引課税額年金分, 557.期別06月01期税額年金分, 558.期別07月02期税額年金分, 559.期別08月03期税額年金分, 560.期別09月04期税額年金分, 561.期別10月05期税額年金分, 562.徴収税額特徴内訳分, 563.市町村所得割額特徴内訳分, 564.市町村均等割額特徴内訳分, 565.都道府県所得割額特徴内訳分, 566.都道府県均等割額特徴内訳分, 567.使用区分, 568.住民税メ01, 569.住民税メ02, 570.住民税メ03, 571.住民税メ04, 572.住民税メ05, 573.住民税メ06, 574.住民税メ07, 575.住民税メ08, 576.住民税メ09, 577.住民税メ10, 578.住民税メ11, 579.住民税メ12, 580.住民税メ13, 581.住民税メ14, 582.住民税メ15, 583.メ注意75%, 584.海外出張開始年月日, 585.海外出張終了年月日, 586.市内家族個人番号, 587.市内家族メ氏名カ, 588.市内家族メ氏名漢字, 589.申告書送付有無コード, 590.申告書適用年月日, 591.申告書送付理由コード, 592.申告書送付メ, 593.指定徴収区分, 594.徴収事業所番号, 595.住登外仮登録75%, 596.原票番号, 597.課税294条該当コード, 598.生保該当75%, 599.証明書発行停止75%, 600.294条通知発送有無75%, 601.294条通知自治体コード, 602.294条通知自治体名称

②個人住民税課税支援ファイル

1.寡夫 2.勤労学生 3.扶養一般 4.扶養特定 5.扶養老人 6.扶養老親 7.普通障害 8.特別障害 9.同居特障 10.年少扶養 11.死亡退職 12.災害者 13.外国人 14.就職 15.就職年月日 16.退職 17.退職年月日 18.営業収入 19.営業所得 20.農業収入 21.農業所得 22.不動産収入 23.不動産所得 24.利子収入 25.利子所得 26.配当収入 27.配当所得 28.利益配当(内) 29.【外証券投信(内)】30.【私募証券投信(内)】31.【特外証券投信(内)】32.少額配当 33.【利益配当(少額内)】34.【外証券投信(少額内)】35.【私募証券投信(少額内)】36.【特外証券投信(少額内)】37.給与収入 38.給与所得 39.【専給収入(内)】40.特定支出 41.【雑収入(年金+その他)】42.【雑収入(年金)】43.【雑所得(年金+その他)】44.【雑所得(その他)】45.非課税所得 46.総合短期収入 47.総合短期差引 48.総合短期特控 49.総合短期所得 50.総合長期収入 51.総合長期差引 52.総合長期特控 53.【総合長期所得1/2前】54.一時収入 55.一時差引 56.一時特控 57.【一時所得1/2前】58.【純損益越(総合)】59.【純損益越(土地超短期)】60.【純損益越(土地短期)】61.【純損益越(分離短期一般)】62.【純損益越(分離長期一般)】63.【純損益越(山林)】64.【純益越損失(雑)】65.株式等縁越損失 66.上場株配当縁越損失 67.先物取引縁越損失 68.特定居住用財産縁越損失 69.株式等縁越される損失 70.先物取引縁越される損失 71.分離短期一般収入 72.分離短期一般差引 73.分離短期一般特控 74.分離短期一般所得 75.分離短期輕減収入 76.分離短期輕減差引 77.分離短期輕減特控 78.分離短期輕減所得 79.分離長期一般収入 80.分離長期一般差引 81.分離長期一般特控 82.分離長期一般所得 83.分離長期特定所得 84.分離長期特定差引 85.分離長期特定特控 86.分離長期特定所得 87.分離長期輕課収入 88.分離長期輕課差引 89.分離長期輕課特控 90.分離長期輕課所得 91.未公開株式収入 92.未公開株式所得 93.上場株式収入 94.上場株式所得 95.上場株配当収入 96.上場株配当所得 97.先物取引収入 98.先物取引所得 99.山林収入 100.山林差引 101.山林所得 102.山林特控 103.退職収入 104.【退職1/2前】105.退職所得 106.免税収入 107.免税所得 108.牛100万超収入 109.牛100万超所得 110.雑損控除 111.雑損差引損失 112.雑損関連支出 113.医療費控除 114.医療費差引 115.社会保険料控除 116.小規模企業控除 117.生保控除 118.新生保支払額 119.旧生保支払額 120.新個人年金支払額 121.旧個人年金支払額 122.介護保険支払額 123.地震保険控除 124.地震保険支払額 125.旧損保長期支払額 126.寄附金控除 127.【寄附金(日赤分)】128.【寄附金(政党)】129.寄附金(市区町村) 130.寄附金(都道府県) 131.寄附金(ふるさと) 132.認定外NPO(市区町村) 133.認定外NPO(都道府県) 134.配偶者控除 135.配偶者特別控除 136.配偶者合計所得 137.扶養控除 138.【所得控除合計(国税)】139.青申控除 140.配当控除 141.リース控除 142.住宅取得控除 143.政党等寄附金等控除 144.住宅耐震改修控除 145.予備 146.災害減免 147.外国税額控除 148.源泉税額 149.専従者控除額 150.配専人数 151.他専人数 152.臨時所得 153.【変動所得(現年)】154.【変動所得(前年)】155.【変動所得(前々年)】156.合計所得 157.総所得 158.総合課税 159.短期一般課税 160.短期輕減課税 161.長期一般課税 162.長期特定課税 163.長期輕課課税 164.上場株式課税 165.非公開株式課税 166.上場株配当課税 167.先物取引課税 168.山林課税 169.退職課税 170.配当割控除 171.株式譲渡所得割控除 172.居住用損失借入金残高 173.居住用買替譲渡損失限度額 174.再差引税額 175.復興所得税 176.申告納税額 177.納める税額 178.住借控除可能額 179.住借控除見込額 180.住借申告済 181.市町村寄附金税額控除 182.都道府県寄附金税額控除

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
①個人住民税基本台帳ファイル ②個人住民税課税支援ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。 <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書に記載された情報以外は入力できない仕組みとなっている。 ・届出書をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システム及び個人住民税課税支援システムには、住民税賦課及び収納事務に関係のない情報を保有しない。 ・法令等に基づき、業務システム毎に適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。 ・特定個人情報へのアクセス記録は、追跡可能な形式で管理しており、目的外利用の抑制を図る。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	操作者識別カードによる操作者認証を行う。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。 ・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。
- ・スクリーンセーバの解除は再度パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。
- ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
規定の内容	<p>・情報保護管理体制について、必要に応じて監査、調査等を行う。</p> <p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。 ・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、隨時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	契約書において、原則として委託先は他社へ委託し、または請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、本市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティ体制が確保できるとして本市が承認した場合のみ例外的に認めることを定めている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に提供・移転先から依頼文を提出してもらい、内容を審査したうえで必要な情報のみを提供することとしている。		
その他の措置の内容	「サーバー室等への入出権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			<p>〈個人住民税システム及び個人住民税課税支援システムにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの仕様に基づくため、当該事務で必要となる情報以外の入手は行えないよう担保している。 ・中間サーバーへの情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。 ・情報照会、入手は、複数の職員で担当し、確認を行う。 <p>〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び同法第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>〈中間サーバーの運用における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正検知の目的で、操作ログを適宜確認する。・中間サーバー側において、操作ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。
リスクへの対策は十分か			<p>〔 十分である 〕 <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			<p>不正な提供が行われるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法によって認められている機関等、番号法によって認められている理由をシステム的又は職員による検査にて判断し、提供できる仕組みを構築する予定。 <p>不適切な方法で提供されるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 <p>誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。また、情報提供の際は相手先とその妥当性について検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止することが担保されたシステムを国が構築する予定である。
リスクへの対策は十分か			<p>〔 十分である 〕 <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
--	--	--	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢>				
		1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない		
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢>		1) 発生あり 2) 発生なし		
その内容	-					
再発防止策の内容	-					
その他の措置の内容	<p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施している。 <p>〈特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報は、消去処理を行う。 ・保存期間の過ぎた申請書・帳票等の紙媒体の特定個人情報についても、確実な廃棄を行う。 					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>				
		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている		

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【保管】
定期的にデータのバックアップを行うとともに、不慮の事故等によるき損、滅失を防ぐために分散して保管する。

【消去】
業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

<ガバメントクラウドにおける措置>

【物理的対策】

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には許可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

【技術的対策】

- ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。
- ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・新居浜市情報セキュリティ基準において新規採用職員については採用時に、その他の職員については毎年e-ランニング等による情報セキュリティ研修を受講できる体制を整えている。</p> <p>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</p>

10. その他のリスク対策

<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理簿)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドにしない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>
--

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市総務部総務課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき処理を行うものとし、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を各担当課で受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市総務部課税課
②対応方法	問い合わせの受付時に受付表等を記載することにより、対応について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規程に定められた部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月10日	I 2. システム2 ③	住民税課税支援システム	個人住民税課税支援システム		
平成27年11月10日	I 3. 特定個人情報ファイル名	個人住民税基本台帳ファイル	①個人住民税基本台帳ファイル ②個人住民税課税支援ファイル		
平成27年11月10日	II 1. 特定個人情報ファイル名	個人住民税基本台帳ファイル	①個人住民税基本台帳ファイル ②個人住民税課税支援ファイル		
平成27年11月10日	II 4. 委託事項1	個人住民税システム	①個人住民税基本台帳ファイル ②個人住民税課税支援ファイル		
平成27年11月10日	II 4. 委託事項1 ①委託内容	個人住民税システムの運用、保守業務税法改正等に伴うシステム改修及び、国税連携サポート	個人住民税システム及び個人住民税課税支援システムの運用、保守業務税法改正等に伴うシステム改修及び、国税連携サポート		
平成27年11月10日	別添1 ファイル記録項目	・住民税基本台帳ファイル	・個人住民税基本台帳ファイル		
平成27年11月10日	別添1 ファイル記録項目	・個人住民税基本台帳ファイルに係るファイル記録項目	個人住民税課税支援システムに係るファイル記録項目の追加		
平成27年11月10日	III 1. 特定個人情報ファイル名	個人住民税基本台帳ファイル	①個人住民税基本台帳ファイル ②個人住民税課税支援ファイル		
平成27年11月10日	III 3. リスク1 リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムには、住民税賦課及び収納事務に関係のない情報を保有しない。 ・法令等に基づき、業務システム毎に適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。 ・特定個人情報へのアクセス記録は、追跡可能な形式で管理しており、目的外利用の抑制を図る。	・個人住民税システム及び個人住民税課税支援システムには、住民税賦課及び収納事務に関係のない情報を保有しない。 ・法令等に基づき、業務システム毎に適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。 ・特定個人情報へのアクセス記録は、追跡可能な形式で管理しており、目的外利用の抑制を図る。		
平成27年11月10日	III 6. リスク1 リスクに対する措置の内容	〈個人住民税システムにおける措置〉	〈個人住民税システム及び個人住民税課税支援システムにおける措置〉		
平成29年3月3日	I 6 ② 所属長	佐古 猛	伊藤 裕敏		
平成29年3月3日	V 1 ① 実施日	平成27年5月1日	平成28年4月1日		
平成31年2月15日	I 6 ②所属長の役職名	伊藤 裕敏	市民税課長	事後	様式変更による。
平成31年3月15日	II 2 ⑤ 保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月1日	事後	内容の更正による。
令和2年3月13日	V 1 ① 実施日	平成28年4月1日	令和2年3月2日	事後	内容の更正による。
令和3年3月1日	V 1 ① 実施日	令和2年3月2日	令和3年3月1日	事後	内容の更正による。
令和4年3月1日	V 1 ① 実施日	令和3年3月1日	令和4年3月1日	事後	内容の更正による。
令和4年3月1日	5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	内容の更正による。
令和5年4月1日	V 1 ① 実施日	令和4年3月1日	令和5年3月24日	事後	

令和5年4月1日	II 6 保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。なお、サーバーへのアクセスID//パスワードによる認証が必要。 <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置されており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所への必要以上の電子記録媒体等の持ち込みを禁止している。 ・持ち出し及び持ち込みの記録については、情報セキュリティ管理者の許可が必要となる。 <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置されており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事後	内容の更正による。
令和5年4月1日	III 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 <ul style="list-style-type: none"> ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。 ・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもつて委託者に報告すること。 ・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報保護管理体制について、必要に応じて監査、調査等を行う。 <p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。 ・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもつて委託者に報告すること。 ・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。 	事後	内容の更正による。

令和5年4月1日	III 9 従業員に対する教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 <ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市情報セキュリティ基準において新規採用職員については採用時に、その他の職員については毎年e-ランニング等による情報セキュリティ研修を受講できる体制を整えている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 	事後	内容の更正による。
令和5年4月1日	I 6 ①部署	総務部市民税課	総務部課税課	事後 組織機構変更による。
令和5年4月1日	I 6 ②所属長の役職名	市民税課長	課税課長	事後 組織機構変更による。
令和5年4月1日	II 2 ⑥事務担当部署	総務部市民税課	総務部課税課	事後 組織機構変更による。
令和5年4月1日	II 3 ④使用の主体 使用部署	総務部市民税課	総務部課税課	事後 組織機構変更による。
令和5年4月1日	(別紙2)番号法第9条第1項 (別表第1に定める事務)	市民税課 資産税課	課税課	事後 組織機構変更による。
令和5年4月1日	IV 2 ①連絡先	総務部市民税課	総務部課税課	事後 組織機構変更による。
令和7年3月28日	I 4 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の6の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)・別表第一省令第16条	番号法第9条第1項 別表24の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令・別表省令第16条	事後 現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	I 4 ② 法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) (別表第二省令における情報照会の根拠):20条 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)	番第2条の表における情報照会の根拠:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠:50条	事後 現行の番号法に合わせて修正

令和7年3月28日	II 5 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第7号第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	II 5 提供先1	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務	(別紙1)番号法第19条第7号第2条に定める事務	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	II 5 移転先1	番号法第9条第1項別表第1に定める事務の所管課(別紙2参照)	番号法第9条第1項別表に定める事務の所管課(別紙2参照)	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	II 5 移転先1	(別紙2)番号法第9条第1項別表第1に定める事務	(別紙2)番号法第9条第1項別表に定める事務の所管課	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	III 8 監査	自己点検	内部監査	事後	
令和7年10月10日	I 2. システム3 ①	国税連携/eLTAXシステム	国税連携/eLTAXシステム/申請管理システム	事前	個人住民税の申告手続きの電子化に伴う見直し
令和7年10月10日	I 2. システム3 ②	(国税連) 1 国税庁とのデータ連携機能 国税庁から送信されてくる、申告書及び法定調書を受信し、情報を管理する。 2 他自治体とのデータ連携機能 他自治体へ申告書等の送受信をし、情報を管理する。 3 データの印刷機能 申告データ等を印刷する。 (eLTAX) 1 利用者データの審査・管理機能 利用者のデータを管理する。 2 申告・申請・届出データの審査・管理機能 紹与支払報告書、年金支払報告書、異動届等の電子データを受信し、審査・管理・印刷を行う。 3 特別徴収税額通知データの連携 紹与からの特別徴収を行う事業者及び公的年金からの特別徴収を行う保険者へ特別徴収税額通知データを送信する。 (申請管理システム) 1 申請管理システムとのデータ連携機能 送信されてくる、申告書を受信し、情報を管理する。 2 データの印刷機能 申告データ等を印刷する。	(国税連) 1 国税庁とのデータ連携機能 国税庁から送信されてくる、申告書及び法定調書を受信し、情報を管理する。 2 他自治体とのデータ連携機能 他自治体へ申告書等の送受信をし、情報を管理する。 3 データの印刷機能 申告データ等を印刷する。 (eLTAX) 1 利用者データの審査・管理機能 利用者のデータを管理する。 2 申告・申請・届出データの審査・管理機能 紹与支払報告書、年金支払報告書、異動届等の電子データを受信し、審査・管理・印刷を行う。 3 特別徴収税額通知データの連携 紹与からの特別徴収を行う事業者及び公的年金からの特別徴収を行う保険者へ特別徴収税額通知データを送信する。 (申請管理システム) 1 申請管理システムとのデータ連携機能 送信されてくる、申告書を受信し、情報を管理する。 2 データの印刷機能 申告データ等を印刷する。	事前	個人住民税の申告手続きの電子化に伴う見直し
令和7年10月10日	I 2. システム3 ③	その他(地方税ポータルシステム)	その他(地方税ポータルシステム、申請管理システム)	事前	個人住民税の申告手続きの電子化に伴う見直し
令和7年10月10日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ②	その他()	その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	個人住民税の申告手続きの電子化に伴う見直し

令和7年10月10日	II 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>・保管場所への必要以上の電子記録媒体等の持ち込みを禁止している。 ・持ち出し及び持ち込みの記録については、情報セキュリティ管理者の許可が必要となる。 ・入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。なお、サーバーへのアクセスID//パスワードによる認証が必要。</p> <p>（中間サーバー・プラットフォームにおける措置） ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置されており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>【消去】 外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データ、使用の都度速やかに完全消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>【保管場所】 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 - ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 - 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>【消去方法】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウド事業者にはアクセス制限されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を生涯やメンテナンス等により交換する際にデータの復</p>	事前	個人住民税の申告手続きの電子化に伴う見直し
令和7年10月10日	III 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>情報提供ネットワークシステムにおいてのリスク及びそのリスクに対する措置については、今後国が作成、公表を行う情報提供ネットワークシステムの特定個人情報保護評価において明示される予定である。</p>	<p>（中間サーバー・プラットフォームにおける措置） ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利</p>	事後 内容の変更

令和7年10月10日	III 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>定期的にデータのバックアップを行うとともに、不慮の事故等によるき損、滅失を防ぐために分散して保管する。</p> <p>【保管】 定期的にデータのバックアップを行うとともに、不慮の事故等によるき損、滅失を防ぐために分散して保管する。</p> <p>【消去】 業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には許可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バージョンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	事前	個人住民税の申告手続きの電子化に伴う見直し システム更改に伴う変更
令和7年10月10日	III 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バージョンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	事後	内容の変更

令和7年10月10日	III 10.その他のリスク対策	-	<p>＜ガバメントにおける指針＞</p> <p>ガバメントクラウド上の業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドにしない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	利用システムの更改に伴う変更
令和7年10月10日	III 10.その他のリスク対策	-	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理簿)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</p>	事後	内容の変更
令和7年10月10日	IV 1 ②請求方法	個人情報保護条例に基づき処理を行うものとし、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を各担当課で受け付ける。	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき処理を行うものとし、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を各担当課で受け付ける。	事後	内容の変更

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

項目番号	情報照会者	事務	特定個人情報	情報提供者
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下この条において「地方税関係情報」という。)又は住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって次条で定めるもの	市町村長
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって第四条で定めるもの	市町村長
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの	市町村長
4	総務大臣又は都道府県知事	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	地方税関係情報であって第六条で定めるもの	市町村長
5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの	市町村長
7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの	市町村長
11	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって第十三条で定めるもの	市町村長
13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第十五条で定めるもの	市町村長
15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの	市町村長
20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの	市町村長
28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第三十条で定めるもの	市町村長
37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの	市町村長
39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による人院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第四十一条で定めるもの	市町村長

42	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療を要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付の支給に関する情報(以下この条において「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの	市町村長
48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの	市町村長
49	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの	市町村長
53	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって同条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十五条で定めるもの	市町村長
57	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの	市町村長
58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの	市町村長
59	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十一条で定めるもの	市町村長
63	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの	市町村長
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの	市町村長
66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの	市町村長
69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの	市町村長
73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの	市町村長
75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第七十七条で定めるもの	市町村長
76	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十八条で定めるもの	市町村長
81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの	市町村長

83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの	市町村長
84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第八十六条で定めるもの	市町村長
86	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの	市町村長
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの	市町村長
88	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	地方税関係情報であって第九十条で定めるもの	市町村長
89	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	地方税関係情報であって第九十一条で定めるもの	市町村長
90	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	地方税関係情報であって第九十二条で定めるもの	市町村長
91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの	市町村長
92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十四条で定めるもの	市町村長
96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十八条で定めるもの	市町村長
98	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第一百条で定めるもの	地方税関係情報であって第一百条で定めるもの	市町村長
106	市町村長	児童手当法による児童手当又は旧特別給付の支給に関する事務であって第一百八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第一百八条で定めるもの	市町村長
108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第一百十条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第一百十条で定めるもの	市町村長
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第一百七十七条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第一百七十七条で定めるもの	市町村長
129	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第一百三十一条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第一百三十一条で定めるもの	市町村長
130	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第一百三十二条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第一百三十二条で定めるもの	市町村長
132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第一百三十四条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第一百三十四条で定めるもの	市町村長

138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十条で定めるもの	市町村長
140	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金法が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの	地方税関係情報であって第百四十二条で定めるもの	市町村長
141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの	市町村長
142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十四条で定めるもの	市町村長
144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百四十六条で定めるもの	市町村長
147	総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの	地方税関係情報であって第百四十九条で定めるもの	市町村長
151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十三条で定めるもの	市町村長
152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十四条で定めるもの	市町村長
155	市町村長	子ども・子育て支援法による妊娠のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百五十七条で定めるもの	市町村長
156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十八条で定めるもの	市町村長
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十条で定めるもの	市町村長
160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの	市町村長

161	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であつて生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であつて第百六十三条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて第百六十三条で定めるもの	市町村長
167	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であつて第百六十九条で定めるもの	地方税関係情報であつて第百六十九条で定めるもの	市町村長
168	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であつて第百七十条で定めるもの	地方税関係情報であつて第百七十条で定めるもの	市町村長
169	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であつて第百七十二条で定めるもの	地方税関係情報であつて第百七十二条で定めるもの	市町村長
170	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であつて第百七十二条で定めるもの	地方税関係情報であつて第百七十二条で定めるもの	市町村長
171	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて第百七十三条で定めるもの	地方税関係情報であつて第百七十三条で定めるもの	市町村長
172	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて第百七十四条で定めるもの	地方税関係情報であつて第百七十四条で定めるもの	市町村長

(別紙2) 番号法第9条第1項別表に定める事務

項目番号	事務	別表上の事務	事務実施所管課(移転先)
9	児童福祉	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域福祉課 こども未来課
10		児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども未来課
14	予防接種	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健センター
20	身体障害者福祉	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域福祉課
21		身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域福祉課
22		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域福祉課
23	生活保護	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活福祉課
24	地方税	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	課税課 収税課 国保課
27	公営住宅	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	建築住宅課
40	学校における保健管理に関する事務(市町村教育委員会)	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育課
44	国民健康保険	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	国保課
51	知的障害者福祉	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域福祉課
52	住宅地区改良事業	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	建築住宅課
55	被災者台帳の作成	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	危機管理課
56	児童扶養手当	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども未来課
61	老人福祉	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護福祉課
63	母子及び父子並びに寡婦に対する福祉	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	こども未来課
64		母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども未来課
65		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども未来課
67	障害児福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域福祉課

70	母子保健	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健センター こども未来課
81	児童手当	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども未来課
82の2	災害弔慰金	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	危機管理課
85	後期高齢者医療	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	国保課
100	介護保険	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護福祉課
111	健康増進	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健センター
117	障害者自立支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域福祉課
126	新型インフルエンザ	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健センター
127	子ども・子育て支援	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども未来課